

第1章 運営

第1条 日本神経救急学会フェロー（以下、フェロー）（FJNE: Fellow of the Japan Society of Neuroemergencies and Critical Care）制度規則の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、施行細則に従うものとする。

第2章 フェロー認定委員会

第2条 フェロー認定委員会（以下、本委員会）委員の定員は5名以上10名以下とする。

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続3期(6年)を超えることはできない。

第4条 委員長は理事会の議を経て決定される。

第5条 委員は委員長が推薦、理事会の議を経て理事長が委嘱する。第6条 委員に欠員が生じたときは、委員長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第7条 委員会は委員数の3分の2以上の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。

第8条 委員会は議事録を作成し、これを5年間保管しなければならない。

第9条 委員は、入手した会員に関する一切の情報を漏らしてはならない。

第10条 委員会の事務は、日本神経救急医学会事務局において行う。

第3章 日本神経救急学会フェロー（FJNE）の認定

第10条 日本神経救急学会フェロー（以下、フェロー）（FJNE: Fellow of the Japan Society of Neuroemergencies and Critical Care）の認定を受けようとする者は、申請書類の正本1通および副本各10通を、手数料10,000円とともに本委員会に提出しなければならない。

第11条 申請先および認定手数料送金先

一般社団法人 日本神経救急学会 フェロー認定委員会

〒164-0001 東京都中野区中野2-2-3 株式会社へるす出版 事業部内

E-mail: shinkeiqq@med.showa-u.ac.jp

第4章 フェローの更新

第12条 フェローの更新を申請する者は、有効期間満了年の申請期間に申請書類の正本各1通および副本各10通を、手数料10,000円とともに、本委員会に提出しなければならない。

第 13 条 フェローの更新に当たり、特別の理由により規定に満たない者は、有効期間満了年の申請期間に、その理由を事務局に届け出なければならない。

第 14 条 前条により更新猶予が認められた者は、有効期間満了年の 2 年後の申請期間に改めてフェロー更新申請をしなければならない。本委員会によりフェロー更新が認められた場合のフェロー有効期間は、2 年間とする。

第 15 条 申請先および更新手数料送金先

一般社団法人 日本神経救急学会 フェロー認定委員会

〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3 株式会社へるす出版 事業部内

E-mail: shinkeiqq@med.showa-u.ac.jp

第 5 章 移行措置

第 16 条 移行措置は実施しない

第 6 章 附則

第 17 条 この細則の変更は、本委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

第 18 条 この細則の実施に関して生ずる疑義については本委員会が審議する。

第 19 条 この細則は平成 30 年 6 月 29 日から施行する。